

《論 説》

フランスにおける 宗教的標章法とライシテの原則

小 泉 洋 一

序

フランスにおいてわが国の政教分離の原則に相当するものは、ライシテの原則である。この原則は1905年の政教分離法により立法化され、1946年以降は憲法原則となっている。

昨年（2004年）春、ライシテの原則に関する注目すべき法律が制定された。それは公立学校で宗教的標章の着用を禁止した宗教的標章法である。この法律は、「イスラムのスカーフ禁止法」とも呼ばれているが、その正式名は、「ライシテの原則を適用して、公立学校、コレッジおよびリセにおいて宗教への所属を表明する標章（signes）または服装（tenues）の着用を枠づける2004年3月15日の法律⁽¹⁾」である。これまでライシテの語は憲法典に現れていたが（1958年）、法律にはこれまでそれが明示されていなかった。宗教的標章法（以下「2004年法」という）の制定で法律名にその語が初めて登場した。

法律にいう宗教的標章が指すのは、主として女性イスラム教徒が身にまと

(1) Loi n° 2004-228 du 15 mars 2004 encadrant, en application de principe de la laïcité, le port de signes ou de tenue manifestant une appartenance religieuse dans les écoles, collèges et lycées publics, *Journal officiel de la République française*, 2004, p.5190.

論 説

うイスラムのスカーフ（またはヴェール）である。一部の教団ではその着用はクルアーン（コーラン）に基づく義務であるとされる。2004年法は、移民の女子生徒が公立学校でこのスカーフを着用することが許されるかどうか、という問題に対し長い大議論の末にとられた結論である。この法律の制定はわが国でも注目されるとともに、それは他国でも大きな反響を呼んだ。

そこで、本稿では、この新法がライシテの原則に関していかなる特徴を持つか、また法律が、国際的な観点とくにその人権保障の点からどう評価されるのかを考えたい。これらを見る前提として、2004年法制定の背景、制定過程およびその規定を振り返りたい。

なお、2004年は公立学校内の生徒による宗教的標章の着用のみを対象とするので、本稿では教師や親の宗教的標章は扱わないことを断っておく。⁽²⁾

1 宗教的標章法制定の背景

(1) 判例と通達

(a) 1989年意見 公立学校におけるスカーフが問題化したのは1989年である。このときから、スカーフ事件は、ライシテや教育に関する大きな法的、政治的、社会的論議を呼ぶとともに、世論の強い関心を引くテーマとして、メディアでも大々的に取り上げられてきた。⁽³⁾ しかも、この事件に対する論議は錯綜し、世論でも知識人の間でも見解が大きく分かれた。そのためか、スカーフ事件への法的対応は、これまで行政判例と通達とで行われてきた。⁽⁴⁾

(2) 教師や公務員が職務中に宗教的標章を着用するのは、控えめな着用も含め、禁止されている。C.E., 3 mai 2000, avis, Mlle Marteaux, *Revue française de droit administratif*, 2001, p.146, conclusions Rémy Schwartz.

(3) 樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』（東京大学出版会，1994）119－125頁，林瑞枝「イスラム・スカーフ事件と非宗教性【問われる共和国的統合】」三浦信孝編『普遍性か差異か』（藤原書店，2001）43－47頁。

最初の対応となるのは、1989年11月27日のコンセイユ・デタの意見⁽⁵⁾である。この意見は、ヨーロッパ人権条約をも参照して、大要次のような判断を示した。

①学校内で生徒が宗教的標章を着用することは、宗教の表明の自由の行使である限り、ライシテの原則には抵触しない。

②この自由は、標章がこれ見よがしとなる (ostentatoire) こと、それが改宗勧誘を構成することなどにより生じる、他者の自由の侵害、学校教育の正常な運営の妨害等を許すものではない。

(b) 1989年通達 国民教育大臣リヨネル・ジョスパン (Lionel Jospin) は、コンセイユ・デタの意見に従い1989年12月12月の通達を發した。通達においてジョスパンは、上記②の場合に生徒との対話で解決すべきこと、対話で解決できない場合には、退学処分を含む懲戒処分を行うべきことを、校長に対し指示した⁽⁷⁾。ここにおいて、スカーフ着用が許されるかどうかのケースバイケースの判断が学校の校長と教師に求められたことは、注意した方がよい。この点が教育現場の不満を生むことになるからである。

(c) 1994年通達 国民教育大臣フランソワ・バイルー (François Bayrou) は、後述の判例が展開するなか、1989年通達に対する教育現場の不満、反発などを背景に、1994年9月20日に通達を發した⁽⁸⁾。それは校内でこれ見よ

(4) 以下、小泉洋一『政教分離と宗教的自由——フランスのライシテ——』(法律文化社, 1998) 200-210頁, 林・前掲注(3) 31頁以下など参照。

(5) C.E., assemblée générale, avis, 27 novembre 1989, Yves Gaudemet et autres, *Les grands avis du Conseil d'Etat*, 2^e édition, Dalloz, 2002, p.223.

(6) コンセイユ・デタの意見は、宗教の自由を定めるヨーロッパ人権条約9条に「宗教または信念を表明する自由」が含まれることを参照したようである。参照、小泉「ヨーロッパ人権条約とフランスの宗教的自由」甲南法学42巻1・2号(2001) 118-119頁。

(7) Circulaire du 12 décembre 1989 du ministre d'Etat, ministre de l'Education nationale, *Journal officiel de la République française*, 1989, p.15577.

論 説

がしとなっている標章を禁止するという内容であり、単純明快であるが、コンセイユ・デタの意見からずれていた。そのため、事実上、1994年通達はコンセイユ・デタにより否定されることになった。

(d) コンセイユ・デタ判例　コンセイユ・デタは、訴訟事件で、自らが1989年に示した判断方法を具体的に当てはめた。それによりコンセイユ・デタの判例が展開された。例えば、あらゆる宗教的標章の着用を包括的に禁止する校則は違法とされたが、生徒がスカーフを着用したため校内の秩序が混乱した場合、問題の生徒が体育の授業でもスカーフをとらなかった場合、特定の授業を長期欠席したりした場合においては、それを理由とする生徒の退学処分は適法とされた。このように判例は、上記①の原則を堅持しつつ、②の点について個別具体的に検討した。⁽⁹⁾

(2) 批判と新しい状況

(a) 批判　教師、知識人などの間では公立学校におけるイスラムのスカーフの着用に対し反対論が強かった。それは、スカーフが女性の抑圧を示し、それを許すと男女平等の否定になる、という見解などである。当然、こうした立場からの批判が、コンセイユ・デタの判例に浴びせられていた。⁽¹⁰⁾これに対して、コンセイユ・デタ調査官ダヴィド・ケスレルは、1992年11月2

(8) Circulaire du 20 septembre 1994 du ministre de l'Education nationale, *Bulletin officiel de l'Education nationale*, 1994, p.2528.

(9) C.E., 20 octobre 1999, Ministre de l'Education nationale, de la Recherche et de la Technologie c. M. et Mme Ait Ahmad, *Actualité juridique droit administratif*, 2000, p.165, note Frédérique De La Morena ; *JCP (La semaine juridique)*, 2000, II, 10306, p.862, note Gilles J. Guglielmi et Geneviève Koubi. その他の判決は、小泉・前掲注(4) 206-210頁。

(10) Guy Coq, *Laïcité et république : Le lien nécessaire*, Edition du Félin, 1995, pp. 265-295; Henri Pena-Ruiz, *Dieu et Marianne*, FUP, 1999, pp.256-268; Elizabeth Altschull, *Le voile contre l'école*, Seuil, 1995, pp.181-198.

日判決に先立つ論告の中で、問われているのは標章の宗教的解釈であり、裁判官がそれに立ち入ることはライシテの原則を無視することになる、と応えていた。⁽¹¹⁾

(b) 新しい状況 今世紀になって、スカーフ問題をとりまく状況にかなりの変化が生じた。といっても、1989年の頃と比べて最近スカーフ事件の件数が増えたわけではない。⁽¹²⁾むしろ、その新しい状況は、宗教に関して目立つようになった以下のような動きにある。

①セクト集団の反社会的活動への公的対策——その代表は前述のセクト規制法——に触発され、一般に宗教問題への注意が強まったこと。

②政教分離法制定百周年を控え、政教分離法など宗教法の見直し論議もみられるようになったこと。

③2002年の報告書レジス・ドブレ報告書⁽¹³⁾に基づき、公立学校において宗教の事実に関する教育が歴史の教科などにおいて行われるようになり、そのための教師の研修機関も設けられたこと。

とくにイスラム教徒についていえば次のことを指摘できる。

④2003年に、在仏イスラム諸団体を結集して、「フランスイスラム教徒評議会」(CFCM)と呼ばれるイスラム教徒の全国組織が結成されたこと。

⑤イスラム教徒の公的な場での要求が広がったこと。具体的には、教師や公務員がスカーフを着用したり、⁽¹⁴⁾身分証明用の写真にスカーフ姿の写真を用

(11) David Kessler, Conclusion sur C.E., 2 novembre 1992, M. Kherouaa et Mme Kachour, M. Balo et Mme Kizic, *Revue française de droit administratif*, 1993, p.117.

(12) 国民議会調査会において国民教育省参与が行った証言によれば、スカーフ姿の生徒数は1994年に2000であったが、2003年には100から150になり、裁判所に持ち込まれるスカーフ事件数は90年代には100を超えていたが、2003年ではわずかということである。Rapport de la mission d'information sur la question du port des signes religieux à l'école, Assemblée nationale, n° 1275, tome II, 2003, p.25.

(13) Régis Debray, *L'enseignement de fait religieux dans l'école laïque*, Odile Jacob, 2002.

論 説

いたり、⁽¹⁵⁾ 病院で異性の医師の診察を拒否したり、学校で試験監督者等についても同様のことがあったりした。

さらに、2001年のニューヨークでのテロ事件を契機としイスラム原理主義への警戒が高まったことも、おそらくスカーフ事件の見方に影響を及ぼしたであろう。

こうしたなかで、スカーフ事件に関する判例が不明確であるとして、より明確な判断基準を求めてきた公立学校校長および教師の以前からの主張が、2003年から議会と大統領に取り上げられるようになった。それにより、後述の委員会などでの調査、検討の作業が開始され、しかもその作業が積極的かつ迅速に行われた。

(3) 立法化の理由

(a) ライシテの原則の再確認 以上の背景から2004年法制定の動機を読み取ると、まず、ライシテの原則を再確認することが挙げられる。この背景には、スカーフ事件に対する判例法理がライシテの原則を弱体化させた、という立法者の判断がある。事実、後述のダブル報告書は、「コンセイユ・デタにより定められた判例」を「今日、学校におけるライシテの原則の弱体化に導く」ものとみなした。⁽¹⁶⁾ こうした見地から、立法化の主張者は、共和国原理の根幹をなすほど重要なライシテの原則を再確認すべきことを説いたのである。

(b) 基準の明確化 宗教的標章の着用が許されるかどうかを判断する基

(14) 前掲注(2) 参照。

(15) Cf., C.E., 27 juillet 2001, Fonds de défense des musulmans en justice, *Recueil des décisions du Conseil d'Etat*, 2001, p.400.

(16) Rapport de la mission d'information sur la question du port des signes religieux à l'école, Assemblée nationale, n° 1275, tome I, 2003, p.85.

準を明確にするという教育現場の要請も、立法化の動機となった。校長や教師らにとって、判例は、さまざまな要素の具体的な検討を要する複雑かつ微妙な判断を彼らに押しつけるものでしかなかった。そこで、校長らは「明確な枠組みの必要性、政治権力の責任の下に国レベルで定式化された規範、したがって国民代表の討議を経た規範の必要性を表明し」⁽¹⁷⁾ を受けて、「できるかぎり解釈を必要としない、明瞭、単純、簡略な法律規定を導入する」ため、すべての「見える」(visible) 標章の着用⁽¹⁸⁾の禁止も提案された。

(c) 生徒の保護　これまでの判例・通達では、イスラムへの改宗勧誘を行うスカーフ姿の生徒から学校内の他者を保護するという観点が強く、スカーフを着用することを父親や移民共同体の指導者などに強制されている生徒を保護するという見方は乏しかった。⁽¹⁹⁾ だが2004年法制定に際して、後者の点が強く打ち出された。例えば、後述のスタジ報告書は次のように述べた。

「宗教的標章を着用することを強制するため未成年の少女たちに圧力が加えられている。家庭環境と社会環境が、彼女たちに選択の余地にない選択を強いている。共和国はこれらの少女たちの苦悩の叫びに耳を閉ざしたままであってはならない」⁽²⁰⁾。このようにして、生徒の保護も2004年法の目的とされた。

そのほか、イスラム教徒から出される多くの要求のため、学校教育の正常

(17) *Laïcité et République*, Rapport de la Commission de réflexion sur l'application du principe de laïcité dans la République, La Documentation française, 2004, p.127.

(18) Rapport de la mission d'information sur la question du port des signes religieux à l'école, *supra*, note 15, p.115.

(19) なお、スカーフを着用する生徒には多様なタイプがある。Françoise Gaspard et Farhad Khosrokhavar, *Le foulard et la République*, La Découverte, 1995.

(20) *Laïcité et République*, *supra*, note 16, p.128.

な運営が確保できないことも理由になった。

2 制定過程と規定

(1) 法案提出前の動き

(a) 国民議会調査会 以上のことを背景に、国民議会（下院）議長ジャン＝ルイ・ドブレ（Jean-Louis Debré）は、2003年5月27日に「学校における宗教的標章の着用問題に関する調査会」の設置を決定した。この調査会は、6月に発足した後120名以上の者に意見聴取するなどして、同年12月4日に報告書（ドブレ報告書⁽²¹⁾）を公にした。

ドブレ報告書は、結論として、「学校において、あらゆる宗教的または政治的な所属の標章の見える着用は禁止される」という規定の制定を提案した。この提案は、次の点で2004年法より徹底的に標章の着用を禁止するもの、したがって、より制限的なものであった。①禁止対象が「これ見よがし」の着用ではなく、「見える」着用となっていること、②公立学校のみならず国の助成を受ける私立学校でも禁止されること、③宗教的標章のみならず政治的標章も問題にしていること。とくに③について、同報告書は、イスラムのスカーフが宗教的な意味のみならず政治的な意味なども持つことを指摘して⁽²²⁾いた。

(b) 大統領の諮問委員会 スカーフ論議の高まりに呼応して、シラク大統領も、2003年7月3日に同日付けのデクレに基づき、「共和国におけるライシテの原則の適用に関する検討のための委員会」（スタジ委員会）を設置

(21) Rapport de la mission d'information sur la question du port des signes religieux à l'école, *supra*, note 12, p.14.

(22) Rapport de la mission d'information sur la question du port des signes religieux à l'école, note 15, p.73.

した。この委員会は、行政斡旋官 (Médiateur de la République) ベルナール・スタジ (Bernard Stasi) を長とし、法律家、教育関係者、知識人等から構成された。この委員会も各界多数の者の意見を聴取するなどして、同年12月11日に報告書 (スタジ報告書)⁽²³⁾ を大統領に提出した。

スタジ報告書はライシテの原則の適用に関する包括的な提案を行った。その一つが次の二つを主要な内容とする法律の制定である。

①「良心の自由および契約下の私立学校における固有の性格を尊重して」、学校において「宗教的または政治的所屬を表明する」「これ見よがし (ostensible) の標章」の着用を禁止すること。⁽²⁴⁾ この提案は、ダブル報告書と比べてその①の点で異なった。

②「大贖罪日⁽²⁵⁾と犠牲祭⁽²⁶⁾を共和国のすべての学校における休校日とする」こと。これは、「もっとも代表的な宗教のもっとも厳かな祝祭を考慮する」ことが、「靈的選択の多様性」を尊重し、「その尊重をすべての子どもが共有する」⁽²⁷⁾ のに必要だとの判断に基づいた。

(c) 大統領の方針 シラク大統領は、スタジ報告書を受けてこの問題への対処方針を固め、12月17日の演説⁽²⁸⁾でそれを発表した。その方針は、「宗教への所屬をこれ見よがしに (ostensiblement) 表明する服装または標章の着用」を公立学校で禁止する、というものである。これに対し、スタジ報告書の②については、それらの日に働く親を困らせることなどを理由に通達で対

(23) *Laïcité et République, supra*, note 16.

(24) *Ibid.*, p. 149. フランス教育法では、私立学校は国と契約を締結して国からの助成を受ける。私立学校は固有の性格を保持することができる反面、国から規制を受ける (教育法典 L. 442-1 条-L. 442-3 条)。

(25) ユダヤ教徒の祭りの一つ。

(26) イード・カビール。これは、イスラム暦の巡礼月10日に行われるイスラム教徒のもっとも重要な大祭である。

(27) *Laïcité et République, supra*, note 16, p. 142.

(28) *La Croix*, 18 décembre 2004.

論 説

応することとされた——だが、②を決して否定したわけではない——。また、同報告書で提案されていた政治的標章の禁止も大統領の方針からはずされた。これらは、法律制定を急がせるために論議が長引かせる要因を除いた結果である。⁽²⁹⁾

(2) 法案提出・審議

(a) 内閣による法案提出　大統領の方針に沿い、国民教育大臣リュック・フェリー (Luc Ferry) により起草された法案が、2004年1月28日、内閣提出法案として国民議会に提出された。この法案は、2004年法とは異なり、「公立学校、コレージュおよびリセにおけるライシテの原則の適用に関する法律案」という表題をもつ3カ条だけのものであった。だが、法案の骨子はすでに宗教的標章法とほぼ同じであった。

(b) 議会審議　国民議会の文化・家庭・社会委員会の審議において、社会党が、校長に明瞭な準則を示すため、ドブレ報告書と同様に、「見える標章の着用」を禁止するという修正を出した。だが、与党の国民運動連合 (UMP) は、これにより、「控えめな標章の着用を禁止することになれば、憲法およびヨーロッパ人権条約により保護された宗教的自由および良心の自由を問うことになる」⁽³⁰⁾として斥けた。

他方で、社会党の提案による修正案に基づき、次の三点の修正が行われた。

(29) なお、政治的標章着用の禁止を規定しない理由として、下院の委員会報告書では、法案が「国と宗教の領域との関係を定めるライシテの原則の厳格な再確認」に限定することなどが挙げられた。また、同報告書は、私立学校で保護される「固有の性格」のため、宗教的標章の着用の禁止を「契約下の私立学校に広げる余地はない」と説明した。Pascal Clément, Rapport de la Commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration, Assemblée nationale, n° 1381, 2004.

(30) Jean-Michel Dubernard, Avis de la Commission des affaires culturelle, familiales et sociales, Assemblée, n° 1382, 2004.

①法律のタイトルを2004年法の正式名とする。これは、もとの名称（「公立学校、コレッジおよびリセにおけるライシテの原則の適用に関する法律案」）では、ライシテが法案の内容のみに要約されると解されるおそれがあったためである。②懲戒手続の前に問題の生徒との「対話」を行うことを明示する（1条2項参照）。③施行後1年後の「点検評価」を定める（4条）。これは法律実施を総括し、場合によれば適切な規定改正を行えるようにするためである。このように修正された法案が2月10日に圧倒的賛成で可決された。

次いで、元老院（上院）で無修正のまま3月3日にやはり圧倒的賛成で可決された。こうして制定された法律は、違憲審査機関である憲法院に提訴されないまま、3月15日に大統領の審署を受けた。その後、3条の規定どおり新学期である2004年9月から実施され始めた。

（3） 宗教的標章法の規定

（a）法律規定 法律は4カ条のみである。その中心である1条の主要部分は次のとおりである。

公立学校、コレッジおよびリセにおいて、生徒がこれ見よがしとなるように自己の宗教への所属を表明する標章を着用することは、禁止される。

校則は、懲戒手続の開始の前に生徒との対話が行われることを明らかにする。

2004年法は次のことも規定する。法律は一部の海外領でも適用される（2条）。2004年の新学期から実施される（3条）。法律は、施行1年後、点検評価の対象となる（4条）。

（b）法律実施のための通達 国民教育大臣フランソワ・フィヨン（François Fillon）は5月18日に、法律実施のための通達（2004年通達）を

論 説

校長等に宛て発した。⁽³¹⁾2004年通達は公教育の中立性を含め幅広く詳細な指示を与えた。とくに宗教的標章に関する指示をみると、次のように、法律の1条1項の趣旨を、厳格な姿勢をとりつつ明確にしようとしていることが分かる。

①禁止される宗教的標章は、「いかなる名称であるかを問わず、イスラムのスカーフ、ユダヤ教徒帽子 (kippa) または明白に過度な大きさの十字架のような、その着用により、即座に宗教への所属が見分けられることになるもの」である。

②「控えめな宗教的標章を着用する生徒の権利」は否定されない。

③「あらゆる宗教的な意味を離れ生徒により普通に着用されるアクセサリーおよび服装」は禁止されない。

④だが、「学校における生徒の衣服に関する準則に従うことを拒否するため、生徒がそれらに付与する宗教性を利用すること」は、禁止される。これは、普通に着用されるアクセサリーなどに、イスラムのスカーフの代用として宗教性を持たせて、それを着用することを禁止することを意味する。この場合、問題のアクセサリーなどは、それを身につける者の目的により、着用が許されない宗教的標章を構成することになる (目的による宗教的標章)⁽³²⁾。

3 宗教的標章法の特徴と問題

(1) 共和国原理であるライシテの強調

(a) ライシテの概念 ライシテの原則は、実定法学説では宗教的自由

(31) Circulaire du 18 mai 2004 relative à la mise en œuvre de la loi n° 2004-228, *Journal officiel de la République française*, 2004, p.9033.

(32) Olivier Dord, Laïcité à l'école : l'obscur clarté de la circulaire «Fillon» du 18 mai 2004, *Actualité juridique droit administratif*, 2004, p.1524.

フランスにおける宗教的標章法とライシテの原則の保障と結びつく国家の宗教的中立性と解されてきた。⁽³³⁾ところが、ライシテの原則を再確認した2004年法の制定過程において、そのようなわが国でいう政教分離と同様のライシテを超えるライシテの概念が強調された。

それは、共和国原理と相即不離なライシテの概念およびそれを前提とする学校教育についての特別な考えがたである。このような共和国原理は、自由、平等など普遍的理念・価値を究極的に保障する共和国が、民族、宗教などを超えすべての市民を統合する、というものである。そしてライシテは、それを実現する重要な原則として位置づけられるのである。このような国民統合とライシテとの関連は、1958年憲法1条が「不可分で宗教的な」共和国と規定することにも示される。⁽³⁴⁾こうみると、「ライシテは人権保障の次元のみに縮減されえず、不可分性と民主主義と同様に制度の中心的要素だ⁽³⁵⁾」といえることになる。

こうした共和国のあり方において、公立学校は「共和国の諸価値を伝達することを使命」とし（2004年通達）、国民統合を促進するという重要な役割を果たすことになる。⁽³⁶⁾シラク大統領が前述の演説において「学校は共和国の聖域」と断言したのも、そういう意味においてである。こうみると、公立学校で生徒が宗教への所属をこれ見よがしに表明することが、大きな問題性を生むことを理解できよう。

(33) Jean Rivero, *La notion juridique de laïcité*, Dalloz, 1949, chronique, p.137 et suiv. 小泉・前掲注(4) 70-71頁。

(34) 2004年通達は、ライシテの原則が「特定の所属を超える国民の単一性を基礎づける共通の諸価値の確認に基づく」、と記している。Circulaire du 18 mai 2004, *supra*, note 30.

(35) Geneviève Koubi, *La laïcité dans le texte de la Constitution*, *Revue du droit public*, 1997, p.1309.

(36) 参照、今野健一「フランス公教育制度の史的形成における自由と国家（7・完）——公教育編成原理における『教育の自由』と『教育による統合』の位相——」山形大学法政論叢13号（1998）70頁。

論 説

実際、このようなライシテの概念が、多元主義と調和させながら、法律制定過程で強調された。例えばスタジ報告書では次のとおりである。「ライシテは、国の中立性には還元され得ないであろう。尊重、保障、要求、共生がその基本的な原則である」⁽³⁷⁾。「ライシテは多元主義を尊重しながら共生を助け、国民共同体の単一性に寄与する」⁽³⁸⁾。

(b) 伝統的なライシテ 2004年法制定時には、宗教を私的領域に封じ込めるといふ、政教分離法制定時に強かったライシテの伝統的な考え方も強調された。次のフィヨン国民教育大臣の発言はその例である。「ライシテは、諸信仰の共存を秩序立てることを目標とする。その代わりライシテは、〔宗教的〕自由が私的領域のみで表明されることを求める」⁽³⁹⁾。ライシテのこうした見方は、法律制定過程で、アルザス・ロレーヌ地方の特別宗教制度の改正論、さらに私学助成の原則を定めた1959年12月31日の法律の見直し論まで飛び出したことにも示される。

(c) 以前の法状況との断絶 こうしたライシテ概念をもとに制定された2004年法は、1958年憲法の下で宗教的自由の保障のためライシテの原則を柔軟に適用する傾向のある法律や行政慣行と断絶するようにみえる。スタジ委

(37) *Laïcité et République, supra*, note 16, p.30.

(38) *Ibid.*, p.156. なお、ここでは共和制が共生を可能にすることを前提とされているが、この前提をめぐる論議がある。参照、中野裕二『フランス国家とマイノリティ——共生の「共和制モデル」』(国際書房, 1996)。

(39) François Fillon, *La laïcité, rempart contre l'intolérance, La Croix*, 28-29 août 2004.

(40) 私学助成に関する1959年法のほか、国営テレビにおける宗教放送を可能にした1986年9月30日の法律など。礼拝用建物に対する間接補助に関する行政慣行(参照、小泉・前掲注(4) 150-152頁)、食物戒律と祭儀を尊重する行政慣行など(参照、小泉「フランスにおける宗教的少数者の宗教的自由」山下健次・中村義孝・北村和生編『フランスの人権保障——制度と理論——』(法律文化社, 2001) 168-170頁)。

員会の一員としてスタジ報告書——そこに新しい宗教的な休校日の提案があったことに注意——に賛成した著名な現代史家ルネ・レモンが、2004年法の制定には反対したという事実も、⁽⁴¹⁾このような状況の変化を象徴している。ちなみに、レモンは、リベラルに解されたライシテの原則を評価してきたのである。⁽⁴²⁾

だが事はそう単純ではない。シラク演説も、イスラム教徒とユダヤ教徒の祝祭日を考慮することの必要性を否定しないからである。また、公立学校における宗教の事実に関する教育も、ドブレ報告書とシラク演説において評価されたのである。その理由は、おそらく、こうした教育が宗教の相互理解と共生を促進するものであり、この点では2004年法の目的と共通することであろう。

(2) 規範の転換

(a) 判例から法律へ 議会審議において、法案が判例をそのまま立法化するものにすぎないとの判断から、法案に賛成するという意見もあった。ところが、2004年通達は、新法がコンセイユ・デタの判例に取って代わること、また判例と基本的に同じである1989年通達等を廃止することを明示する。これは、公立学校における宗教的標章に関する規範が転換したことを示すものである。また、こうみるのが判例の変更を願ってきた立場に沿うともいえる。

確かに、判例は宗教的標章の着用の「自由を原則とし禁止を例外とする」⁽⁴³⁾のに対し、法律はいわば禁止を原則とし自由を例外にしたようにみえる。また法律が、主として宗教的標章またはその着用がこれ見よがしか控えめかど

(41) René Rémond, *La loi sur les religieux*, *La Croix*, 4 mars 2004.

(42) Cf., Rémond, *Religion et société en Europe*, Seuil, 1998, pp.251-265.

(43) Kessler, *supra*, note 11, p.115.

論 説

うかという標章の態様に着目する点でも、それは判例と異なる。というのは、判例は、標章の態様のみならずそれに伴う状況、すなわち標章着用により生じる効果（改宗勧誘となっているかなど）、さらに着用した生徒の行為およびそれにより生じる効果（特定教科の欠席、学校教育の混乱など）までも考慮してきたからである。こうみると、通達がいうように規範の転換が認められよう。⁽⁴⁴⁾

(b) 判例の継続？ だが、この点を全面的に肯定することには、次の理由から無理のようである。第一に、法律も学校内で宗教への所属を表明する自由を否定するわけではなく、その自由の限界づけを問題としている点では判例と少しも異ならない。しかも、第二に、法律も標章の着用に伴う効果をも問題とするようにも読める。というのは、「これ見よがしの標章」の禁止を勧めたスタジ報告書の提案とは異なり、法律は、「これ見よがしとなるように自己の宗教への所属を表明する標章を着用する」ことを禁止するからである。

したがって、宗教への所属を表明する自由の限界をどう見極めるかによっては、宗教的標章の着用が違法かどうかの判断に際し、コンセイユ・デタで用いられてきた判断方法が新たに援用される可能性も否定できない。こうみれば、2004年法は規範を大きく転換するものではないといえる。⁽⁴⁵⁾ いずれにせよ、今後、コンセイユ・デタが2004年法をどう解釈適用するかが待たれる。

(44) 同様の見解をとる学説がある。Alain Gray et Emmanuel Tawil, *Tumulte autour de la laïcité*, *Dalloz*, 2004, chronique, p.227; Claude Durand-Prinborngé, *La loi sur laïcité, une volonté politique au centre de débats de société*, *Actualité juridique droit administratif*, 2004, p.709.

(45) 同様の見解として次のものがある。Philippe Malaurie, *Laïcité, voile islamique et réforme législative*, *JCP (La semaine juridique)*, *Edition générale*, 2004, 124, p.610.

(3) 適用の困難さ

前述のように、2004年法が基本的に宗教的標章の着用に関し視点を絞ったのは、明瞭な判断基準を求めてきた校長と教師の声に沿うものと理解できよう。だが、2004年法の適用においても、依然として教育現場でのケースバイケースの判断が必要である——この点でも法律は判例と異なる——。さらに2004年法の適用、とくに2004年通達により示されたその実施における困難をいくつか指摘できる。それは以下の点である。

(a) 控えめな宗教的標章かどうかの判断 スタジ報告書とシラク演説は、控えめな標章として、「メダル、小さな十字架、ダビデの星、ファティーマの手または小さいクルアーン」⁽⁴⁶⁾を例示していた。だが、2004年通達はその例示もせず、どう判断するかも明らかにしていなかった。

(b) 「目的による宗教的標章」かどうかの判断 前述のように、2004年通達において、アクセサリーなど普通に身につける物の着用は許されるが、イスラムのスカーフの代用として宗教性を持たせて、それを着用することは禁止される。このような目的による宗教的標章であるかどうかをどう判断するは不明である。この判断において、アクセサリーなどを着用するに当たっての生徒の主観的意図および生徒の宗教信仰に立ち入ることになれば、ライセンスの原則に反する、との指摘もある⁽⁴⁷⁾。

なお具体的には、スカーフの代用としてのバンダナが目的による宗教的標章に当たるかどうか、が問題となっている。

(46) *Laïcité et République, supra*, note 16, p.129. なお、「ファティーマの手」はイスラム教徒の護符のこと。

(47) Dord, *supra*, note 31, pp.1252. 1258.

4 宗教的標章法の国際的評価

(1) 法律への批判

(a) 国内での批判 2004年法は議会で圧倒的多数の賛成を得て制定されたが、フランス国内においてもその制定に対する批判は少なくなかった。事実、イスラム教徒団体のみならず、人権団体や社会学者などからも、2004年法は批判された。さらに、公的な文書でもその批判が示された。公的諮問機関である全国人権諮委員会が、議会審議の続く2004年2月2日に、スカーフ禁止の立法化は「反生産的」として法案に否定的な報告書を発表していたのである。⁽⁴⁸⁾

また、2004年法は憲法学者からも批判された。ジャック・ロベールは、次の二つの理由から法律を憲法違反だと断じたのである。①2004年法が公立学校で実質的にイスラム教徒を差別していること。②同法が信仰を外部の表現⁽⁴⁹⁾することも含む宗教的自由を侵害すること。

(b) 他国での批判 2004年法は、アラブ諸国から反感を招くとともに、ローマ教皇からも懸念を表明された。アメリカでも批判された。とくに、アメリカ国務省により作成された国際宗教的自由に関する2004年の年次報告書は、アブー＝ピカール法と同列に2004年法の制定を、「特定宗教を誤って危険な『カルト』または『セクト』と関連づけた⁽⁵⁰⁾」という表現で非難した。

(48) Commission nationale consultative des droits de l'homme, *La laïcité aujourd'hui : Rapport d'étape*, 2004. この報告書はインターネット上で閲覧できる (<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/brp/notices/034000728.shtml>)。なお、この報告書は無視された。

(49) Jacques Robert, *Cacophonie, Revue du droit public*, 2004, pp.313-314.

(50) U.S. Department of State, *International religious freedom report*, 2004. 本稿は次に掲載されているものを参照した。 <http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2004/>

(2) 法律とヨーロッパ人権条約

2004年法は内外で批判されているが、国際人権条約からはどう評価されるか。これは、フランス国内法においてきわめて重要な問題である。というのは、2004年法の合憲性が訴訟で事後的に争われる余地はないが、その条約適合性はコンセイユ・デタで審査されうるからである。また事件がヨーロッパ人権裁判所に提訴される可能性もある。

結論から先にいえば、2004年法はヨーロッパ人権条約9条には違反しないことは確実である。次のことがその理由である。

①フランスの立法者が条約適合性に留意したこと。スタジ委員会および議会はヨーロッパ人権条約との適合性にかなり注意を払ったことである。スタジ委員会では、ヨーロッパ人権裁判所副所長のジャン＝ポール・コスタ(Jean-Paul Costa)にも意見を聴取した。議会では、前述のように、人権条約9条との適合性の観点から「見える宗教的標章」の着用の禁止を求める修正案を斥けた。

②人権裁判所2004年6月29日判決⁽⁵¹⁾。この判決は、トルコが、スカーフを着用する大学生に対し、それを理由として授業への出席および試験の受験を禁止する処分を行ったことが、人権条約9条に違反するかどうか争われた。この判決で、人権裁判所はトルコのライクリッキの原則を「トルコにおける民主制度の保護に必要」と高く評価しつつ、結論的に問題の処分の条約適合性を肯定した。

しかも、条約適合性を肯定するフランス国内裁判所の判決がすでに出された。それは、2004年通達と人権条約9条との適合性が争われた事件で、コンセイユ・デタが、2004年の条約適合性を認めた2004年10月8日判決⁽⁵²⁾である。

(51) CEDH, 29 mai 2004, Leyla Sahin c. Turquie, requête, n° 44774/98.

(52) C.E., 8 octobre 2004, Union française pour la cohésion nationale, *Revue française de droit administratif*, 2004, p.977. この判決と1989年意見との関係が問われる

論 説

この判決は、「法律により規定され、攻撃された通達により指摘された〔宗教的標章の着用〕禁止は、公立学校におけるライシテの原則の尊重を確保するという公的利益のある目的に照らして、〔宗教的〕自由を過剰に害していない」ことをその理由とした。

むすび

宗教的標章法は、他のヨーロッパ諸国には立法例がない制度をあえて立法化したものであるが、少なくとも国際人権条約の上では問題はないといえる。とくに、各法律のヨーロッパ人権条約との適合性が立法過程で相当考慮されたことは、確かだからである。にもかかわらず、この法律は、ともに宗教的自由を侵害するものとしてアメリカから批判を受けた。この事実は、アメリカとフランスにおける宗教的自由の保障と政教分離のあり方の差異が反映されているようで興味深い。

アメリカでは、フランス同様、政教分離の原則が憲法で定められている(修正1条の国教樹立禁止条項)。しかし、アメリカの政教分離は、反教権主義の闘争を経て成立したものではない点では、ライシテとはかなり異なる。それに、宗教迫害を受けた者が宗教的自由の保障を求めて建国したアメリカにおいて、宗教的自由はもっとも重要な人権とみなされてきた。事実、フランスでセクトとみられる宗教についても含め、宗教的自由がアメリカでは手厚く保障されてきた⁽⁵³⁾。また、アメリカでは、確かに教育において国教樹立禁止条項を厳格に適用するが⁽⁵⁴⁾、公的な場における宗教的なものの存在を容認し、

ことになる。

(53) この例は、連邦最高裁判所のヨーダー判決 (Wisconsin v. Yoder, 406 U.S. 205 (1972))。同判決では、アンマン派の信者がその信仰のため子どもに学校教育を受けさせなかったことが適法と判断された。

さらに評価する傾向も指摘できる。⁽⁵⁵⁾ また、アメリカでは、イスラムのスカーフについても、生徒と教師とも、その着用が問題になっていない。

これに対してフランスではどうか。フランスにおいて、人権への愛着には並々ならぬものがありながらも、宗教的自由が第一の人権とはみなされていない。また、反教権主義を基礎として成立したライシテの原則は、本来、公的領域から宗教を排除することであった。それが、フランス独自の共和国原理および公立学校の理念と結び合わさり、教育においてライシテの原則をとくに厳格に適用することが必要という意識が強い。これが宗教的標章法の背景にあったとみることができよう。

いずれにせよ、ライシテの原則はフランス独自の原則であり、しかも人権保障のための原則にとどまらず、国のあり方に関する重要な原則である。この原則に基づき、その国の状況において制定された宗教的標章法は、フランス特産品のような法律と言うほかない。例えば、日本のように学校で生徒の制服があれば、この法律の背景となった問題すらもないのである。

最後に、宗教的標章法の制定過程で示された、宗教の共生を図ろうとする姿勢、公的施設において少数宗教への配慮を行うという事実にも、注目すべきである。そこに、多文化主義社会でもある非宗教的国家における信教の自由の保障のあり方をみることができよう。

(54) この例は、連邦最高裁判所のストーン判決 (Stone v. Graham, 449 U.S. 39 (1980))。これは、公立学校内に十戒のレプリカを置くことを国教樹立禁止条項に違反するものとした判決である。

(55) 公立学校で “One nation under God” という言葉を含む「忠誠の宣誓」が行われること、“In God We trust” と書かれた紙幣、聖書に手を置いて行われる大統領の就任宣誓等々。